

平成18年12月13日

株主各位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

マルサンアイ株式会社

代表取締役社長 下村釣爾

第55回定期株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の第55回定期株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項

1. 第55期（平成17年9月21日から平成18年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類及びその監査結果を報告いたしました。
2. 第55期（平成17年9月21日から平成18年9月20日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は原案どおり承認可決されました。

期末配当金は、1株につき8円50銭と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(1)「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき次のとおり所要の変更を行いました。

当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）を新設いたしました。

株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設いたしました。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条（単元未満株式についての権利）を新設いたしました。

株主総会参考書類等についてインターネットで開示することにより、株主の皆様に提供したものとみなすことが可能となることから、情報開示の充実を図るため、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設いたしました。

株主総会における代理人による議決権行使に関し、出席できる代理人の員数を明確にするため、第17条（議決権の代理行使）について所要の変更を行いました。

取締役会の機動的・効率的な運営を図るため、必要が生じた場合に取締役会の決議を書面又は電磁的方法により行うことができるよう、第26条第2項に取締役会の決議の省略に関する規定を新設いたしました。

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社に対する取締役及び監査役の責任を法定の範囲内で取締役会の決議により軽減できることを可能とするため、第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）を新設いたしました。なお、第29条の新設については、監査役全員の同意を得ております。

定款上で引用する商法の条文を会社法の相当条文に変更いたしました。

商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、また表現の一部変更、語句の修正を行いました。

(2) 経営体制を機動的に構築できるようにするため、第23条（代表取締役及び役付取締役）において、新たに取締役相談役を設けました。

(3) 上記のほか、条文の新設に伴う条数の変更並びに一部規定の新設・削除・変更等所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役に下村釣爾、鈴木擴司、青木春雄、三浦里美、大河内宣久、伊藤准次、太田博幸、中嶋広明、又賀敏夫、伊藤明徳、浅井邦次郎、岩月博保の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、補欠監査役に高橋公信が選任されました。

第5号議案 会計監査人選任の件

本件は原案どおり承認可決され、会計監査人にみすず監査法人（旧法人名中央青山監査法人）が選任され、就任いたしました。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は原案どおり退任取締役小川脩氏及び鍋田紘一郎氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会に一任することに承認可決されました。

以上

なお、本定時株主総会終了後に開催されました取締役会において、次のとおり代表取締役及び役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	下 村 釣 爾
常務取締役	鈴 木 擴 司
常務取締役	青 木 春 雄
取締役相談役	岩 月 博 保

期末配当金のお支払について

第55期期末配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」によりお支払いいたしますので、最寄りの郵便局で払渡しの期間内（平成18年12月14日から平成19年1月15日）にお受け取り下さいますようお願い申しあげます。

なお、銀行口座又は郵便貯金口座（通常貯金口座）への振込みをご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたのでご確認下さいますようお願い申しあげます。

以上